

## 令和7年度使用中野区立中学校教科用図書の採択について

### 1 制度の概要

文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものの中から種目ごとに一種の教科書を採択する。（学校教育法第34条）（無償措置法第13条）（学校教育法附則第9条に規定する教科書を除く。）

### 2 選定調査の経緯

#### （1）選定調査委員会

5月20日～7月1日（4回協議）

#### （2）調査研究会

5月20日～6月17日

#### （3）学校意見

全中学校に対して、全ての教科書について実施

#### （4）生徒の意見

第二中学校（1年生）、第七中学校（2年生）、第五中学校（3年生）において実施

#### （5）保護者・区民の意見

教科書展示会場（教育センター、鷺宮区民活動センター、南部すこやか福祉センター、教育センター分室）に意見箱を設置して実施

○法定展示、特別展示（6月4日～6月27日）

○巡回展示（6月3日～6月28日）

【資料】教科用図書選定調査報告